

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料の計算方法・保険料の軽減について

平成 21 年度の保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合において、平成 20 年中の所得をもとに計算し、7 月に決定されます。

ただし、保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納めていただく方の 4 月、6 月および 8 月に支給される年金から天引きされる保険料は、平成 21 年度の保険料が決定していない時期に重なるため、平成 20 年度の保険料をもとに仮算定しています。

保険料の計算方法

均等割額
43,143 円

+

(※ 1)
所得割額
(総所得金額等 - 33 万円) × 9.63%
基礎控除 所得割率

=

年間保険料 (※ 2)
限度額は
50 万円

- (※ 1) 総所得金額等とは、平成 20 年中の収入から必要経費（公的年金等控除額など）を差し引いた額のことであり、社会保険料控除や配偶者控除などの「所得控除」を差し引く前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、公的年金収入に含まれません。
- (※ 2) 年間保険料は、100 円未満の端数を切り捨てます。また、年度の途中で加入された方の年間保険料は、月割で減額されます。

所得の低い方への保険料の軽減

①均等割額の軽減 所得の低い世帯の方は、次の表の区分に応じて、均等割額が軽減されます。なお、平成 20 年度に設けられた均等割 8.5 割軽減に替わって、7 割軽減と 9 割軽減が設けられます。

世帯内の被保険者と世帯主の平成 20 年中の総所得金額等 (※ 3) の合計額	平成 21 年度の均等割軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円以下で、かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない場合	9 割軽減 (前年度は 8.5 割)	4,300 円
33 万円以下の場合 (上記に該当する場合を除く)	7 割軽減 (前年度は 8.5 割)	12,942 円
33 万円 + 24 万 5 千円 × 被保険者数 (世帯主である被保険者を除く) 以下の場合	5 割軽減 (前年度と同じ)	21,571 円
33 万円 + 35 万円 × 被保険者数 以下の場合	2 割軽減 (前年度と同じ)	34,514 円

(※ 3) 65 歳以上の方の公的年金に係る所得については、その所得から特別控除（15 万円を限度）を差し引きます。

②所得割額の軽減 総所得金額等から 33 万円を差し引いた額が 58 万円以下の方は、所得割額が 5 割軽減されます。

※例えば、公的年金収入のみの方の場合、その収入が 211 万円以下であれば、所得割額が 5 割軽減されます。なお、公的年金収入が 153 万円以下の方は、所得割額は算出されません。

被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減

後期高齢者医療に加入する直前まで被用者保険の被扶養者だった方は、後期高齢者医療に加入してから 2 年間、保険料が軽減されます。平成 21 年度は、所得割額の負担はなく均等割額が 9 割軽減されるため、年間保険料は 4,300 円になります。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)



定額給付金のご案内は届きましたか

町が実施している定額給付金を受給するためには、3月中旬に町から簡易書留によりお届けした申請書に必要な事項を記入して、郵送により返送しなければなりません。

もし、申請者（受給者）の方（平成21年2月1日現在で当別町の住民基本台帳に記録されている世帯主の方）でお手元に申請書が届いていない場合は、定額給付金実施本部までご連絡ください。

▼申請期間 3月23日（月）～9月24日（木）（消印有効）

期間内に申請書の提出がなければ、定額給付金の受給を辞退したとみなしますので、ご注意ください。

▼相談窓口 申請書の記載方法などの相談窓口を役場1階定額給付金実施本部に開設しています。また、太美地区についても、次の日程で臨時的相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

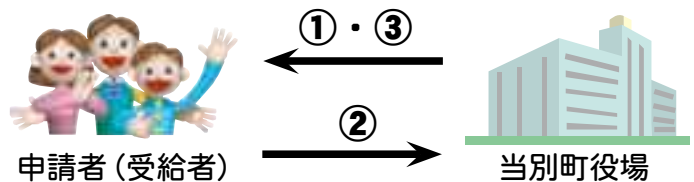
◇日時 4月3日（金）・8日（水）・15日（水）

11時～16時

◇会場 西当別コミュニティーセンター

▼問合せ 定額給付金実施本部（☎23-2330）

申請から給付までの流れ



手続きの流れ

①ご案内・申請書等を発送

②提出書類を作成し、郵送

③提出書類の審査、決定通知書の発送、給付金の支給

※振込口座の通帳の写しなど、提出書類の入れ忘れにご注意ください

申請書は、記載例を参考に作成し、返信用封筒を利用して郵送で提出してください

20% 町内限定 お得 プレミアム商品券を発売

当別町商工会では、身近な商店でお買い物ができるお得な商品券を発売します。商品券の取扱店は、商工会加盟の店舗などで、商品の購買のほか、飲食やサービスに対しても利用できます。

詳細は、お問い合わせください。

▼販売額

10,000円（500円×24枚綴りで12,000円分）

16歳以上の方で1人2セットまで購入できます

▼販売総数

5,000セット（なくなり次第販売終了）

▼販売期間

5月中旬販売予定

▼問合せ

町商工会（☎23-2447）



子育て応援手当を支給します

町は、小学校就学前の幼児教育期の子どもを持つ多子世帯に対し、子育て応援特別手当を支給します。

▼支給対象

平成20年度において、小学校就学前3年間に該当する子ども（生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日まで）であって、第2子以降の子ども。※子どもの数え方は、18歳以下の子ども（生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。

▼申請者・受給者（基準日は、平成21年2月1日）

対象となる子どもと同居してる世帯主

▼給付額 対象となる子ども1人あたり36,000円

▼申請・給付方法 既に対象の方に郵送されている申請書に必要な事項を記入・押印の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

給付方法は原則口座振込となります。

▼申請期間 9月18日（金）まで

▼その他 ①この手当は、平成20年度限りの措置です。

②申請期間を過ぎると手当を受給することができません。

③対象となる子どもがいる世帯で申請書が郵送されていない方がいましたら、ご連絡ください。

▼提出・問合せ先 子育て推進課子ども係

（ゆとろ内・☎23-3024）